

強制徴収債権事務処理要領

1 趣旨

この要領は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料（以下「強制徴収債権事案」という。）の徴収及び滞納処分に係る健康保険課、介護保険管理課、幼保運営課及び下水道経理課（以下「各所管課」という。）並びに東部市税事務所納税第一課、同納税第二課、西部市税事務所納税第一課、同納税第二課（以下「統一滞納整理組織」という。）の各事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事務の所管

統一滞納整理組織及び各所管課における事務の所管は、次のとおりとする。

(1) 統一滞納整理組織で所管する事務

現年分と滞納繰越分のある滞納者（※）、滞納繰越分のみ滞納者に対する以下の事務

ア 差押え、交付要求等の滞納処分

イ 催告

ウ 徴収猶予、換価猶予、処分停止等の徴収の緩和措置

エ 延滞金の減免

オ 連納告知に係る督促状の発付（返戻された場合の現地調査・公示送達を含む）

(※) 滞納繰越分のある滞納者

各年度6月1日時点で、当該年度の前年度以前の滞納がある者

(2) 各所管課（千葉市区長事務委任規則（平成4年千葉市規則第9号）において区長に委任されている事務は各区）で所管する事務

ア 督促状の発付（返戻された場合の現地調査・公示送達を含む。ただし、連納告知に係る督促状の発付及び返戻された場合の現地調査・公示送達は除く）

イ （統一滞納整理組織から依頼された場合の）連帯納付義務者に係る「納付通知書」の発付（但し、介護保険料、後期高齢者医療保険料に限る）

ウ 児童手当充当事務（但し、保育料に限る）

エ 現年分のみ滞納者に対する以下の事務

（ア）差押え、交付要求等の滞納処分

（イ）催告

（ウ）徴収猶予、換価猶予、処分停止等の徴収の緩和措置

（エ）延滞金の減免

3 個別引継対象事案

各所管課から統一滞納整理組織への個別引継対象事案は、次の(1)から(3)の内、いずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 令和2年9月30日時点で、各所管課で差押え、交付要求等の滞納処分を行っている者。
- (2) 令和2年10月1日以降、各所管課で差押え、交付要求等の滞納処分を行った後も完結せず、次年度6月1日時点で、滞納処分中かつ、当該年度の前年度以前の滞納がある者。
- (3) 下水道経理課から個別に引継を依頼される者。

4 引継方法

上記3の個別引継対象事案の各所管課から統一滞納整理組織への引継方法は、次のとおりとする。

- (1) 各所管課は、統一滞納整理組織に引き継ごうとする強制徴収債権事案について、「強制徴収債権事案事務引継書」(様式第1号)、「引継事案一覧表」(様式第2号)を作成し課長決裁を受けた後、各様式及び関係資料を添えて統一滞納整理組織へ提出する。

なお、以下に該当する場合は、各所管課は、上記「強制徴収債権事案事務引継書」(様式第1号)、「引継事案一覧表」(様式第2号)に加え、関係機関、権利者等に「担当課の変更について」(様式第4号の1)も併せて通知する。

ア 年金差押を行っている場合。

イ 給与差押を行っており、口座振込により取立を行っている場合。

ウ 生命保険差押を行っており、解約請求書を発送し、解約返戻金が入金される前に統一滞納整理組織へ引き継ぐ場合。

- (2) 統一滞納整理組織は、前記(1)で提出された書類を確認し、課長決裁終了後、速やかに、滞納者、関係機関、権利者等に対して「徴収事務引継通知書」(様式第3号)、「担当課の変更について」(様式第4号の2)により通知する。

ただし、前記(1)ア～ウに該当し、各所管課が「担当課の変更について」(様式第4号の1)を発送している場合は、統一滞納整理組織は、「担当課の変更について」(様式第4号の2)を通知しなくてよい。

- (3) 引継ぎ後の処理は、原則として統一滞納整理組織が行う。ただし、統一滞納整理組織は、必要に応じて、各所管課との協議の上、各所管課に協力を依頼することができる。

5 事案の返戻

- (1) 統一滞納整理組織は、強制徴収債権事案が統一滞納整理組織での滞納整理に

著しく支障をきたすと認められるとき、各所管課へ事案を返戻することができる。

なお、滞納整理に著しく支障をきたすとは、以下の場合をいう。

- ア 滞納者が死亡した場合。(但し、生前に滞納処分を行った後に滞納者が死亡した場合は、当該滞納処分が完結した後に各所管課へ事案を返戻することができる。)
- イ 滞納者が期間制限に該当する場合。(但し、国民健康保険料に限る)
- ウ 滞納処分もしくは滞納処分の執行停止をするために、連納告知が必要な場合。(但し、保育料に限る)
- エ 滞納が延長保育料、副食費のみとなった場合。(但し、保育料に限る)
- オ 上記ア～エの他、統一滞納整理組織が滞納整理に著しく支障をきたすと判断した場合。(この場合、各所管課との協議の上返戻する。)

(2) 統一滞納整理組織は、前記(1)に該当するときは、「強制徴収債権事案事務返戻書」(様式第5号)を作成し、課長決裁終了後、各所管課に係る書類の写しを添えて送付することにより、各所管課への事案の返戻を行う。

(3) 各所管課は、前記(2)で送付された書類を確認し、課長決裁を受ける。

6 その他

この要領に定めのない事項については、統一滞納整理組織及び各所管課において協議する。

7 様式

本要領の様式については、次のように定める。

整理番号	様式の種類	様式番号
1	強制徴収債権事案事務引継書	様式第1号
2	引継事案一覧表	様式第2号
3	徴収事務引継通知書	様式第3号
4	担当課の変更について (※各所管課用)	様式第4号の1
5	担当課の変更について (※統一滞納整理組織用)	様式第4号の2
6	強制徴収債権事案事務返戻書	様式第5号

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。